

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	山林施設災害復旧等事業				担当部局庁		林野庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和25年度～				担当課室		森林整備部治山課 整備課 国有林野部業務課		治山課長 黒川 正美 整備課長 肥後 賢輔 業務課長 川端 省三		
会計区分	一般会計(国有林野事業特別会計)				施策名		—				
根拠法令	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ・特別会計に関する法律第164条				関係する計画、通知等		—				
事業の目的	地震、津波により被災した海岸防災林、治山・林道施設やその周辺の荒廃山地に対して、被災箇所の拡大や再度災害を防止するため緊急に復旧・整備を行い、海岸地域、山村地域の安全・安心の確保を図る。										
事業概要	国による直轄事業、都道府県・市町村等による国庫補助事業(補助率10/10,2/3,1/2,6.5/10) ①山林施設災害復旧事業 災害により被災した海岸防災林、治山・林道施設の復旧を行う事業 ②山林施設災害関連事業 災害により新たに発生又は拡大した荒廃山地の復旧整備を図る事業										
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	9,974		15,670		—		39,230		64,874		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
	災害復旧事業等のため成果指標を定めていない		—	—	—		災害復旧事業等のため活動指標を定めていない		—	—	
単位当たりコスト	—				算出根拠		—				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						本施策は、「東日本大震災からの復興の基本方針」の基本的な考え方として示された「被災地域の復旧」のため、被災した治山・林道施設等の原形復旧等を行うものであることから、整合がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						地震、津波により被災した治山・林道施設やその周辺の荒廃山地に対して、被災箇所の拡大や再度災害を防止するため緊急に復旧・整備を行うものであり、被災地のニーズがあり、優先度が極めて高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本施策は、被災した施設の原形復旧を原則とするが、これが著しく困難又は不適当な場合にはこれに代わるべき必要な施設とする。また、災害復旧と併せて再度災害防止のための整備を行うなど効果的な事業実施を図るものである。 本施策は治山、林道施設等を対象としており、他の災害復旧事業等との役割分担が明確である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						本施策は、災害査定を踏まえ、事業採択の可否や事業規模等を決定するものであり、事業の効率性は工事ごとに確認されている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						本施策は、法令等により事業の採択要件及び事業主体が定められており、役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本施策は、早期復旧を目的とし、事業主体が関係機関等と調整の上、策定する復旧事業計画等に基づき、計画的に実施されるものである。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						本施策は、緊急性に応じて補助金の交付決定等を待たず応急工事に着手できるなど事業の迅速な着手・執行が可能である。 また、法令等に基づき、国庫補助事業については遂行状況報告が義務づけられるなど、適切な進行管理が確保されている。					